

Ⅱ 八千代市の農業の現状と課題

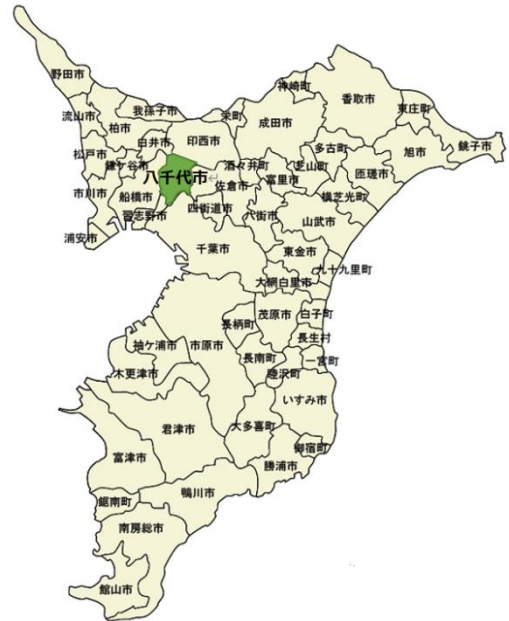
(1) 概況

① 位置及び面積

本市は千葉県の北西部に位置し、東京都心から東に約30kmの位置にあります。東は佐倉市、西は船橋市、南は習志野市と千葉市、北は印西市と白井市にそれぞれ隣接しています。

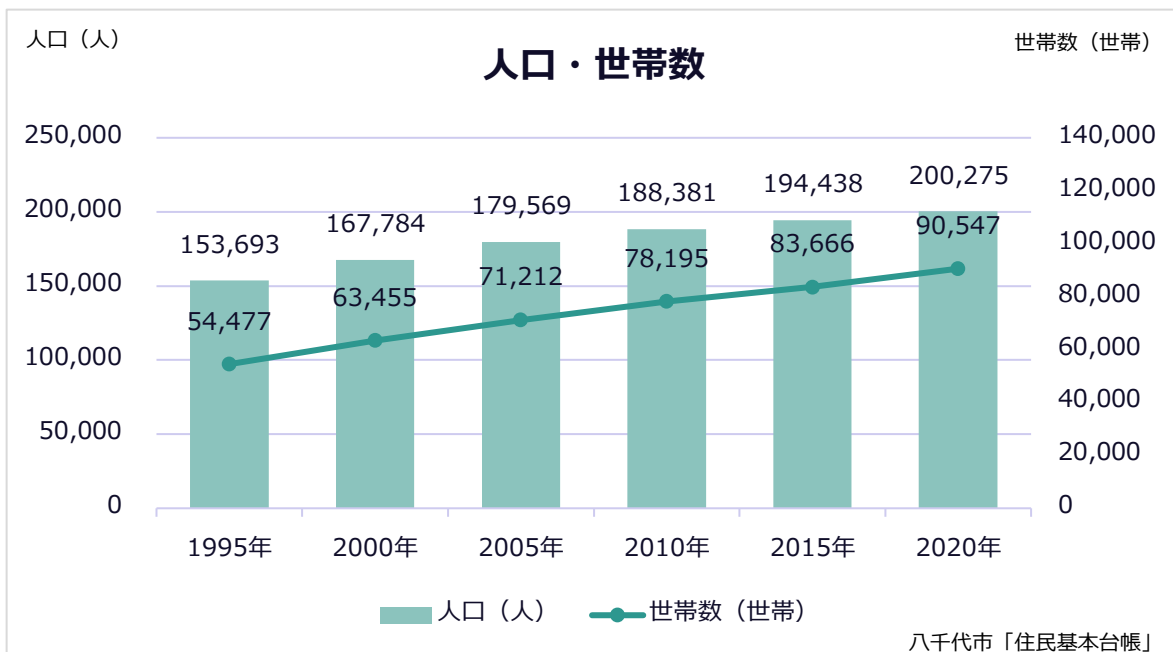
また、本市は東西におよそ8.1km南北におよそ10.2kmの広がりを持ち、面積は51.39㎢となっています。

市の中央には八千代市のシンボル「新川」が南北に流れています。

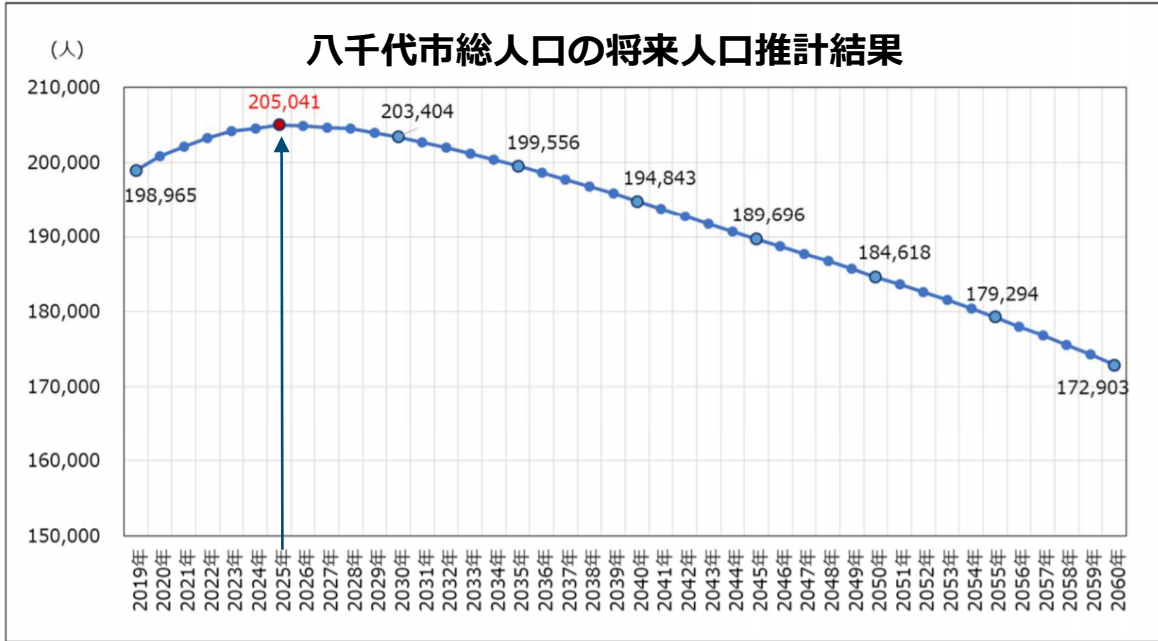


② 人口・世帯数

2020年3月末時点の人口は20万275人、世帯数は90,547世帯となっています。人口・世帯ともに増加傾向にありますが、八千代市人口ビジョン※における推計では、2025年をピークに減少に転じるとされています。



※ 八千代市人口ビジョン・・・八千代市の今後の目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示したものの。



八千代市「八千代市人口ビジョン（令和2年改訂版）」

③ 気候

気候は、千葉気象台（佐倉観測所）による平年値で、年平均気温は14.4℃、1年あたりの日照時間は約1,832時間、1年あたりの降水量は約1,410mmとなっています。

④ 就業者数

本市の就業者の総数は85,839人となっています。産業別の就業者数の割合は、第3次産業※の就業者が73.4%と多く、次に第2次産業※の就業者が19.4%となっており、農業を中心とした第1次産業※の就業者は1.2%となっています。

	就業者数	第1次産業		第2次産業	第3次産業	分類不能の産業
			うち、農業			
就業者数	85,839人	1,046人	1,036人	16,636人	63,011人	5,146人
割合	100%	1.2%	1.2%	19.4%	73.4%	6.0%

総務省「2015年国勢調査」

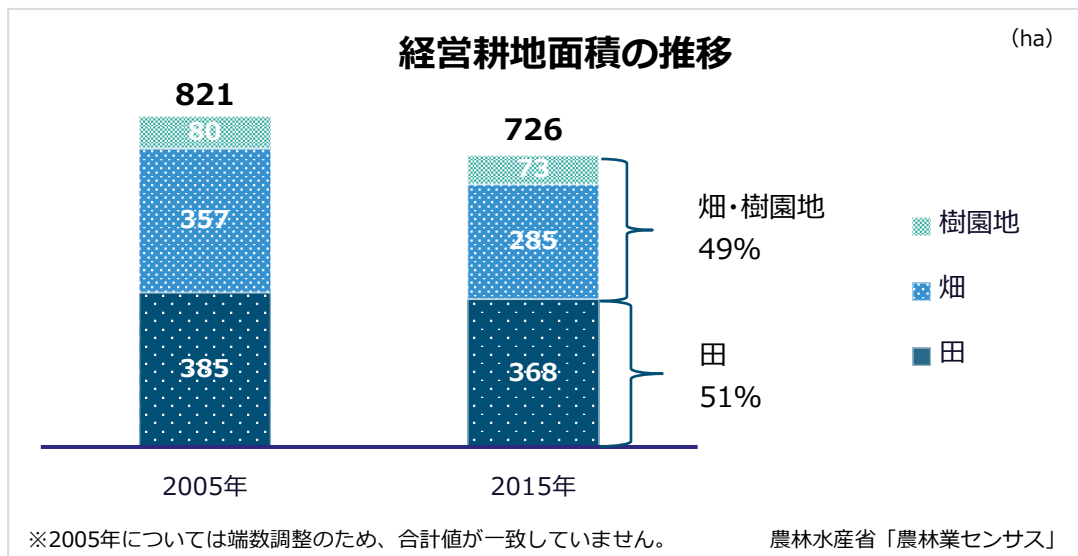
※ 第1次産業、第2次産業、第3次産業・・・第1次産業とは農業、林業、漁業を、第2次産業とは鉱業、建設業、製造業を、第3次産業とは前記及び分類不能の産業以外の産業を指す。

(2) 農地

① 概況

本市の固定資産の価格等の概要調書^{※1}をもとにした2019年度土地の地目別面積を見ると、田と畑をあわせて1,265haとなっており、市の総面積51.39km²(5,139ha)の約25%を占めています。内訳をみると、田が580ha、畑・樹園地が685haとなっています。

また、農林業センサスでは、農地から耕作放棄地等を除いた農業経営体自らが耕作する経営耕地面積^{※2}は、726haとなっており、2005年以降の10年間で約100haの減少となっています。特に、畑が72haと大きく減少しています。



② 土地利用

市の北部は農業振興地域^{※3}に指定され、農業を中心とした土地利用がなされています。一方、南部を中心とした地域については、市街化区域^{※4}として利用されています。中には、生産緑地^{※5}に指定されているところもあり、住宅地と共存した営農^{※6}が展開されています。

土地利用の状況は、北東部の農地は、新川東部沿岸と高野川沿岸の水田地帯と果樹・野菜中心の土地利用となっています。北西部の農地は、新川西部沿岸、桑納川、神崎川流域では主に水稲に利用されています。南北の台地の農地は、露地野菜と酪農を中心とした土地利用となっています。南東部の農地は、主に水田として利用されています。

※1 固定資産の価格等の概要調書・・・地方税法第418条の規定に基づき、全国一律の様式により作成される固定資産(土地・家屋・償却資産)の価格等に関する統計資料。

※2 経営耕地面積・・・農業経営体が経営している耕地の面積。自家で所有し耕作している耕地と、よそから借りて耕作している耕地の合計。

※3 農業振興地域・・・国が定める「農用地等の確保等に関する基本方針」に基づいて都道府県が定める「農業振興地域整備基本指針」において都道府県が農業振興を図るべき地域として指定した地域。

※4 市街化区域・・・都市計画法で指定される、都市計画区域の一つ。すでに市街地を形成している区域と、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

※5 生産緑地・・・生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区の区域内の土地又は森林。

※6 営農・・・農業を営むこと。

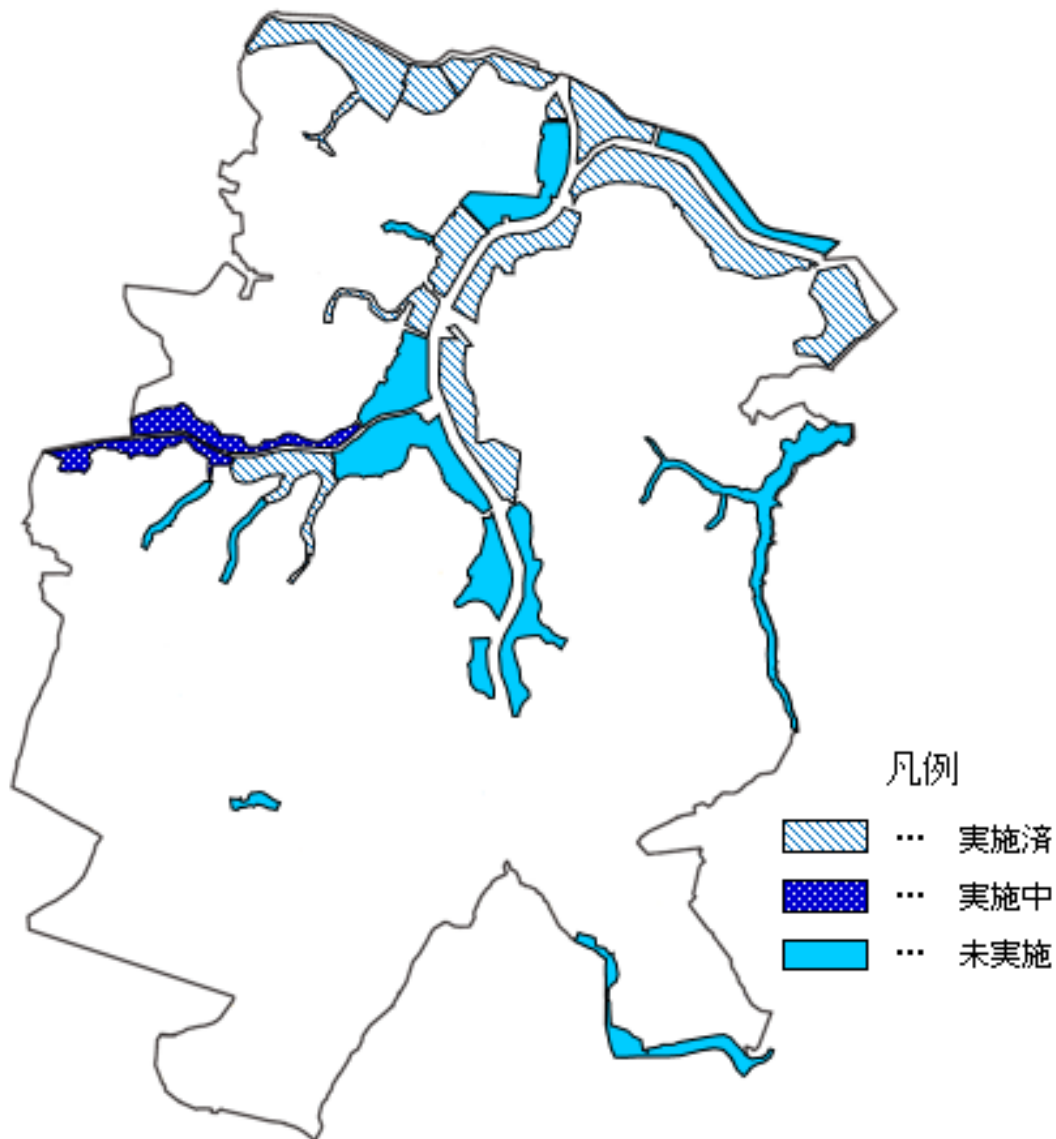
③ 水田

水田は0.5ha以上の区画の割合が多く、県下トップクラスの整備水準となっています。集落単位で区画の割合をみると麦丸、桑納、桑橋、平戸、上高野、下高野、萱田下等の地域で区画の小さい未整備の水田が残され、作業効率の悪さが問題となっています。また、基盤整備事業^{※1}を実施した水田においても用排水設備の老朽化が進んでおり、問題となっています。

現在、桑納川地区（桑橋・寺台・高本）において、水田区画を拡大するため、再基盤整備事業^{※2}が進められています。

八千代市水田再基盤整備事業の実施状況

（令和2年4月1日現在）



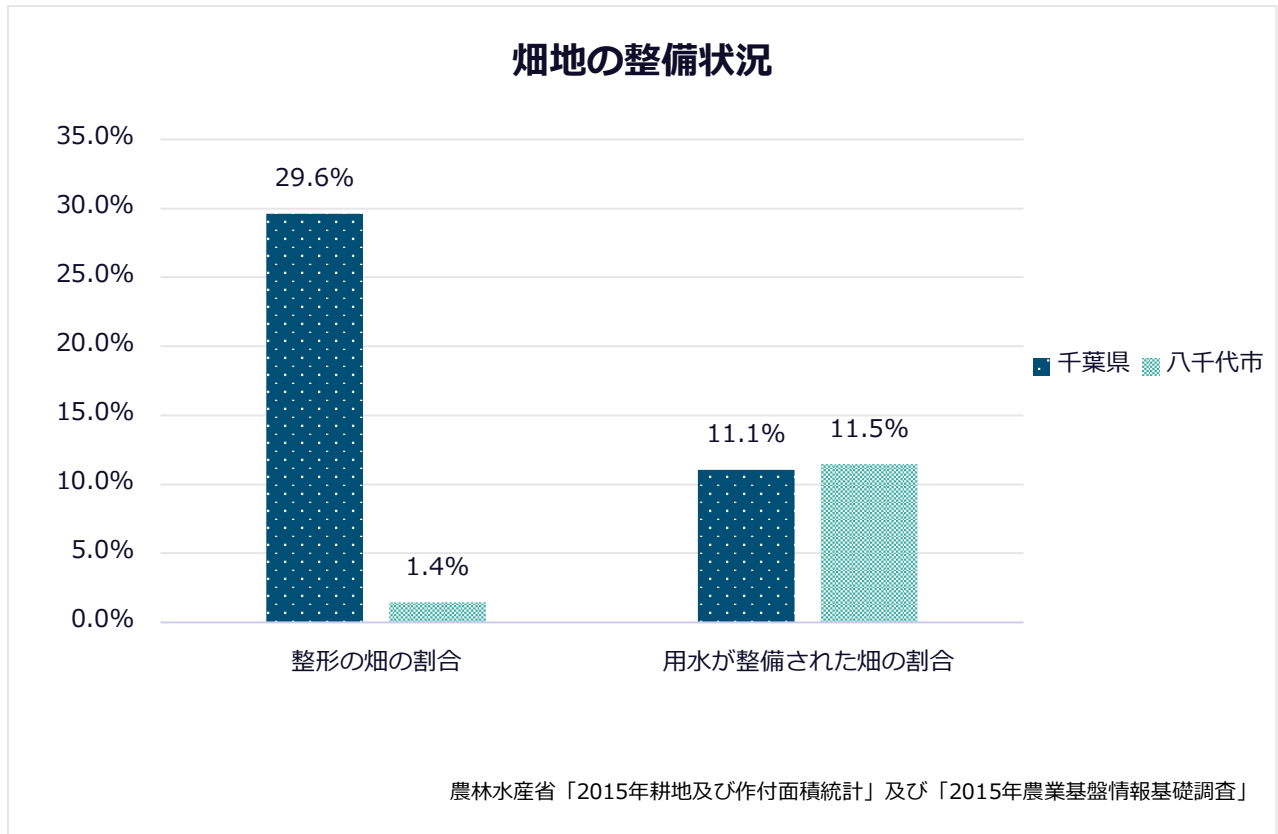
※1 基盤整備事業・・・農業構造の改善，生産性向上とバランスのとれた農業生産の推進のために農業生産の基盤となる土地，水利条件などの整備，開発をする事業。

※2 再基盤整備事業・・・過去に基盤整備事業を実施した地域で，整備箇所の経年変化等により営農に支障が出ている部分の再整備や地域のニーズに合わせた機能を追加する整備を実施する事業。

④ 畑

畑は、機械作業に適した整形の畑が少なく、収量の安定に必要な用水が整備された畑も限られます。

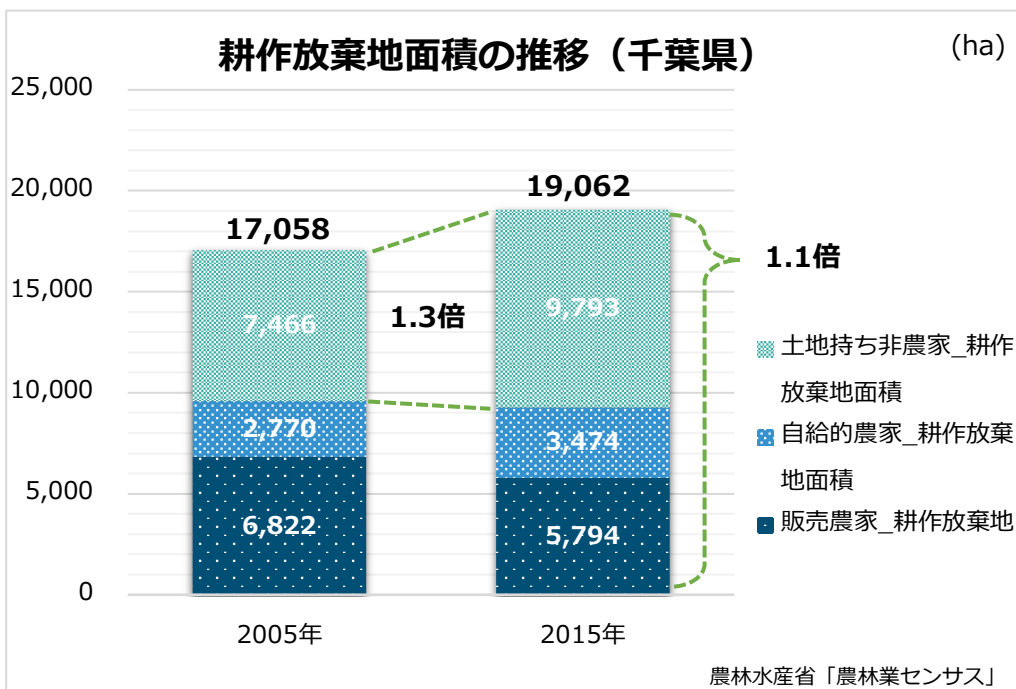
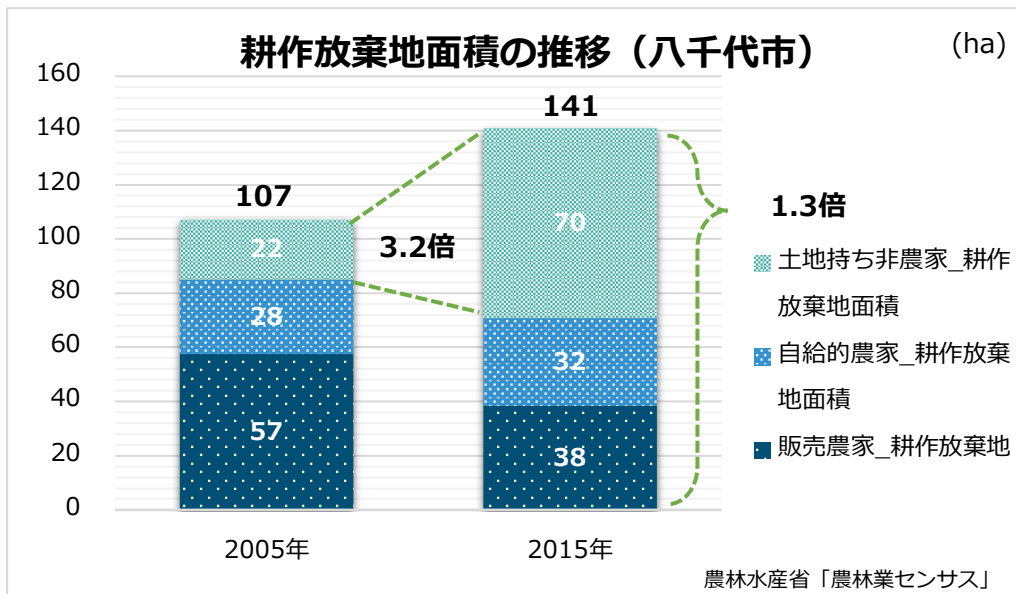
ニンジンやネギの生産者は、機械作業に適した畑が少ないために、規模拡大に必要な農地を確保することが難しい状況です。また、農地の貸し借りに際しては、農地所有者が短期の貸与を希望するケースが多いため、果樹棚などの樹園地の整備を必要とするナシ農家が、投資を回収できうる期間農地を借り、規模を拡大することが困難です。



⑤ 耕作放棄地

本市には 141ha の耕作放棄地が存在しており、2005 年以降の 10 年間で 1.3 倍に増加しました。同年の県全体の耕作放棄地の増加率は、1.1 倍となっており、県全体と比較して早いペースで耕作放棄地が増加しています。耕作放棄地が増加している背景としては、農業者の高齢化や後継者不足により農業就業人口^{※1}が減少している点や、農地所有者が土地持ち非農家^{※2}に世代交代したこと、整備された畑が少ないこと、未整備の水田で耕作放棄地が拡大していること等が考えられます。

農業者アンケートの結果、上高野等の特定の集落では、一定規模の耕作面積を有しながら後継者のいない農業者が存在することから、将来的に担い手が減少し、耕作放棄地が拡大することが予測されます。



※2015年については端数調整のため、合計値が一致していません。

※1 農業就業人口・・・P13 右下の各農家の定義の表参照。
 ※2 土地持ち非農家・・・P13 右下の各農家の定義の表参照。

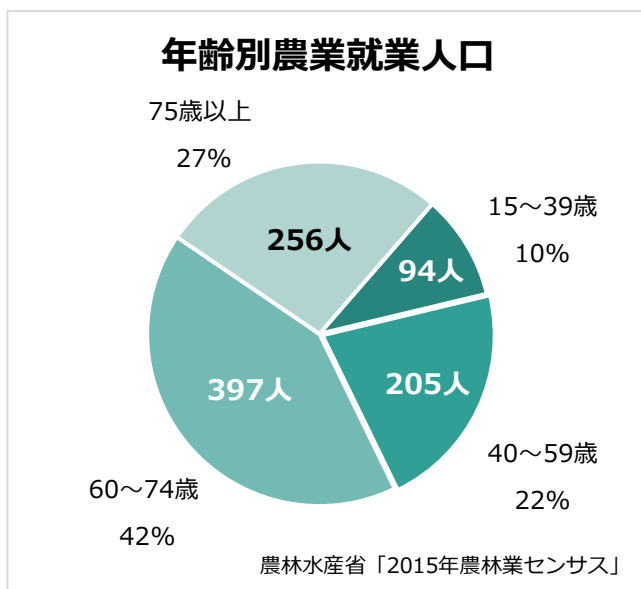
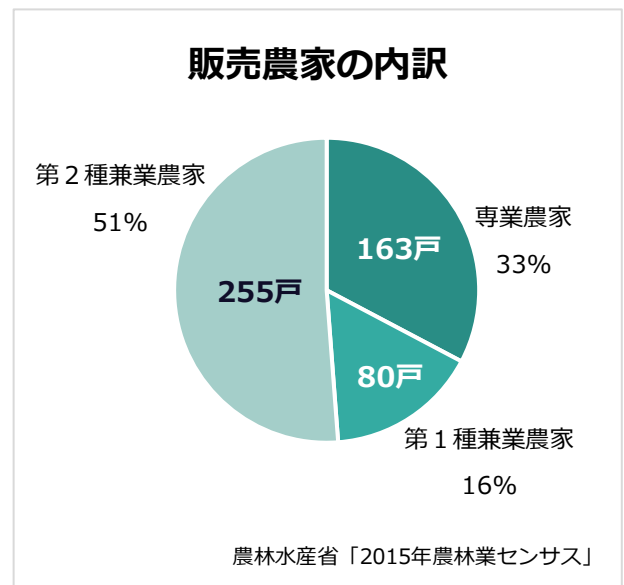
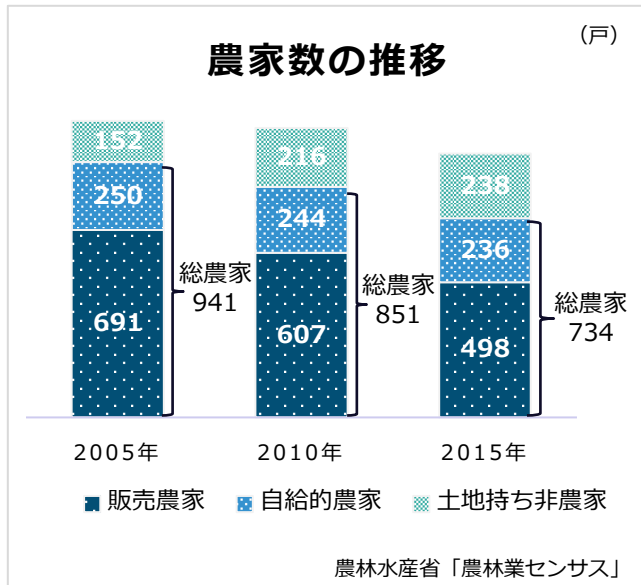
(3) 担い手

① 概況

2015年における本市の総農家[※]の戸数は734戸となっており、このうち、販売農家[※]は498戸となっています。農家の全体数が減少傾向にある中、特に販売農家が減少しています。一方、自給的農家[※]は微減であり、土地持ち非農家[※]は10年間で86戸の増加となっています。

販売農家の内訳は、専業農家[※]が163戸、第1種兼業農家[※]が80戸、第2種兼業農家[※]が255戸となっています。

年齢別農業就業人口[※]は、60歳以上の農業者が69%、内75歳以上の農業者が27%となっています。



総農家
販売農家と自給的農家の総数
販売農家
経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家
自給的農家
経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家
土地持ち非農家
農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯
専業農家
世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家
第1種兼業農家
農業所得の方が兼業所得より多い兼業農家
第2種兼業農家
兼業所得の方が農業所得より多い兼業農家
農業就業人口
自営農業のみに従事した者又は自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数で自営農業が多い者

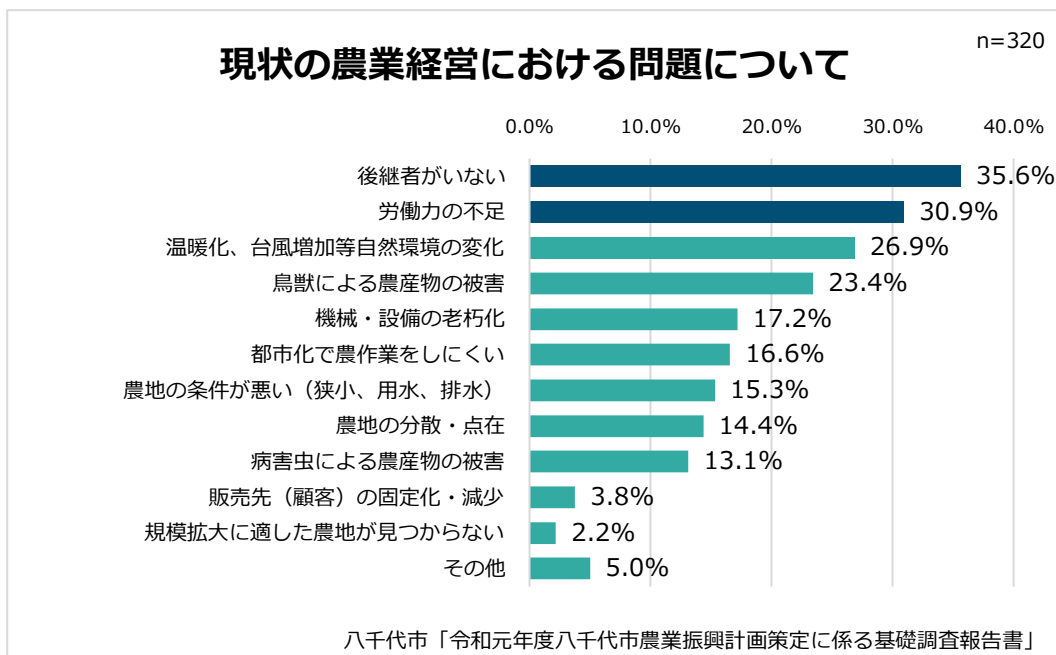
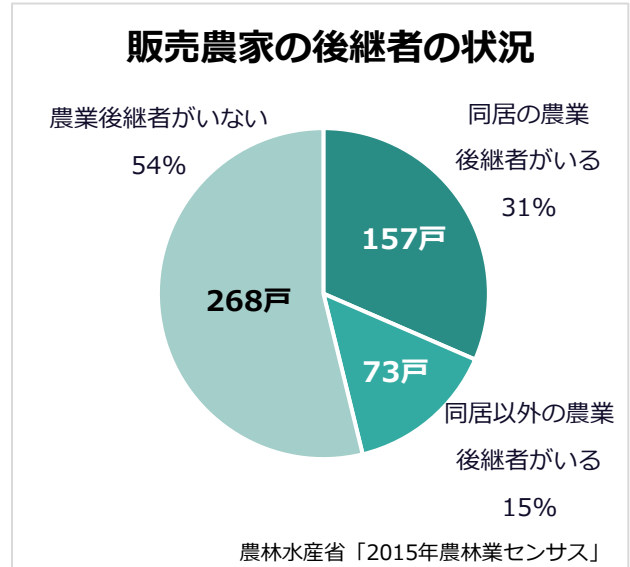
※ 各農家の定義・・・本頁右下の各農家の定義の表参照。

② 後継者・労働力

後継者については、半数以上の販売農家が後継者不在となっています。今後、農業者の高齢化や離農により、土地持ち非農家への世代交代が進み、耕作者のいない農地の増加が懸念されます。

高齢化と後継者不足が進む中、労働力の不足は、農業経営を考える中で上位の問題となっています。

労働力が不足しているとの意見は、多品目を生産して直売所等に出荷している農業者のほか、果樹、ニンジン、ネギ、稲等の生産者から挙がっており、品目別では特に下の表に示した工程において労働力が不足しているとされています。



【労働力が不足している工程】

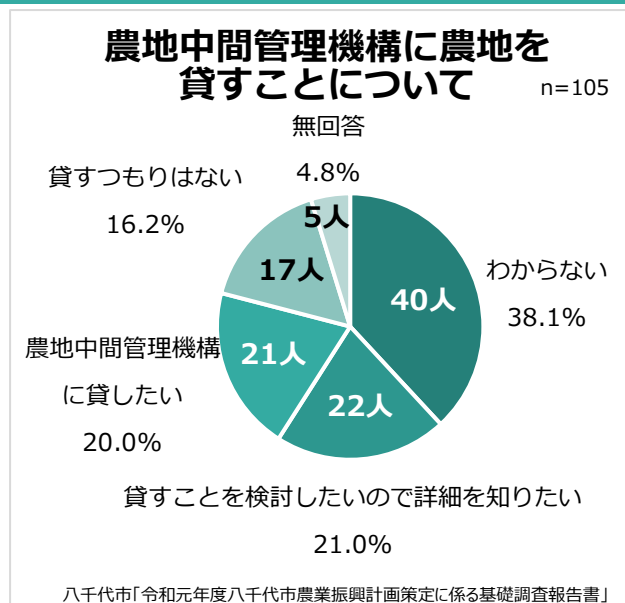
品目	不足している作業
果樹	収穫・剪定
ニンジン	箱詰・ほ場からの運搬・洗浄
ネギ	仕分け・箱詰
稲	田植(補植, 苗の運搬等)

八千代市「令和元年度八千代市農業振興計画策定に係る基礎調査報告書」

また、後継者不足を反映し、農地中間管理機構[※]への貸し付けについては、規模縮小及び離農・引退を考える農業者 105 名のうち、農地中間管理機構に貸したい

(20%)、貸すことを検討したいので詳細を知りたい(21%)を合計した、4 割の農業者が関心を示しました。

集落別では島田、麦丸、萱田町、桑納、寺台、上高野、下高野、萱田下、島田台などの農業者が関心を示しました。

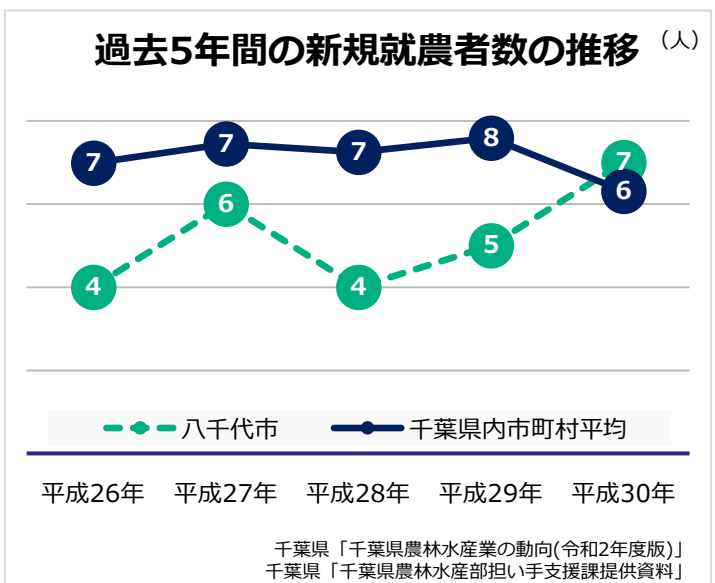
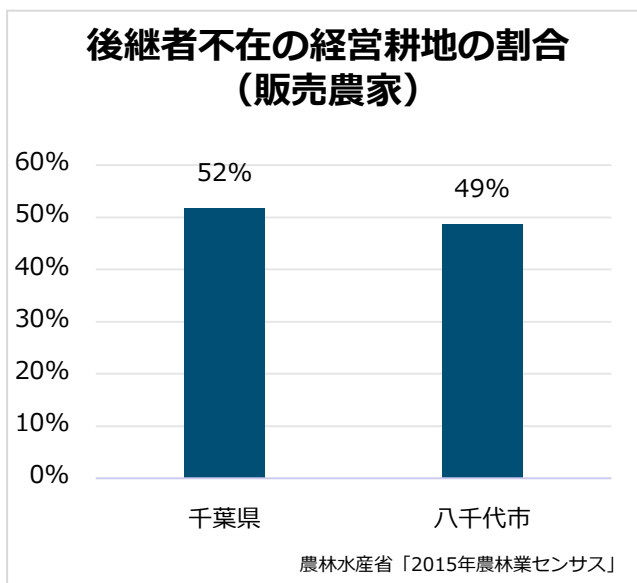


③ 担い手の動向 - 新規就農 -

耕作放棄地が増加している状況や、後継者不在の経営耕地が半数を占める状況から、経営耕地を維持するため新たな担い手の確保が必要となってきます。

本市では、八千代市農業協同組合が、就農希望者を部会の生産者として確保する取組が模索されているほか、就農希望者を研修生として受け入れる農家がある等、新規就農に向けた取組が行われています。

しかしながら、貸与希望等の農地の情報に関する周知が不足していること、就農希望者が農地を借りる信用を得にくいこと、就農時の設備投資資金の確保が困難なことから、就農が進みにくい状況です。こうした中、過去5年間の本市における新規就農者の数は4～7人の間で推移しており、千葉県内市町村の平均値を概ね下回っている状況にあります。



※ 農地中間管理機構・・・全都道府県に設置された農地の貸し手と借り手を仲介する機能を担う第三セクター機関。

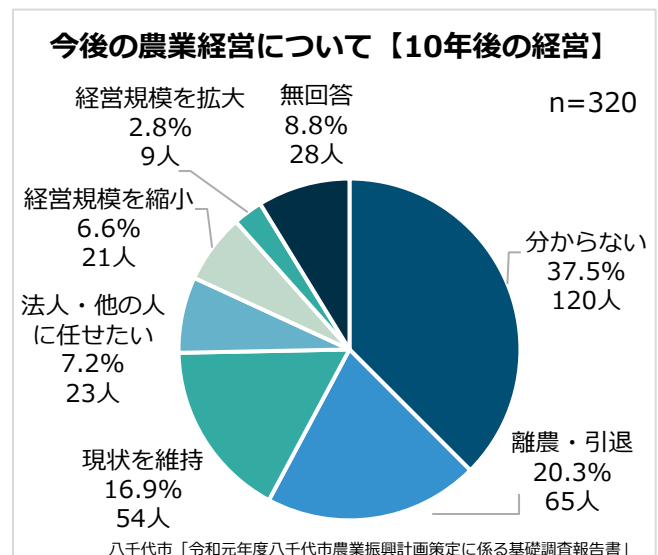
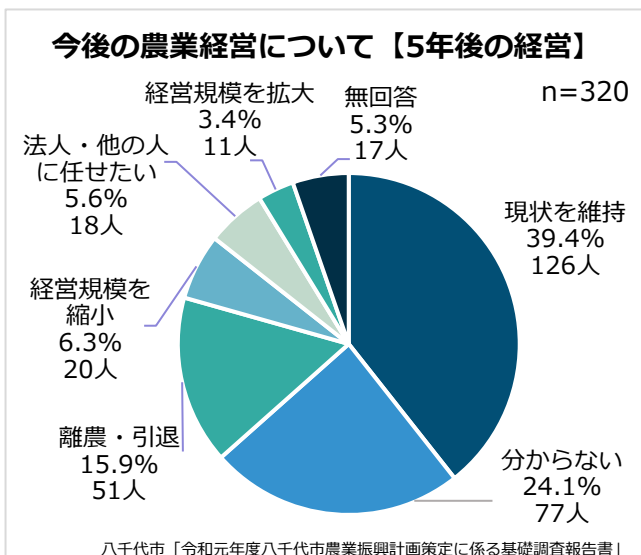
④ 担い手の動向 – 既存農業者 –

◆ 生産性向上に意欲的な農業者が存在

農業者アンケートの結果，認定農業者^{※1}，法人経営体等で大型機械の導入やハウスの整備等に取り組む意向があります。また，本市にはエンジン，ネギ，ナシ，施設栽培等で農業者の組織が存在し，こうした組織は，生産者が協力して気候変動への対応や栽培方法の改善，品種等に関する情報を共有し，対策を検討・研究するといった組織的対応を積極化する意向を持っています。

◆ 経営拡大に意欲的農業者が存在

認定農業者や法人経営体を中心に，経営規模を拡大する意向の農業者が，5年後は11名，10年後は9名と少数ながら存在します。また，法人化を志す農業者も存在します。



◆ 水田を担う集落営農法人^{※2}が存在

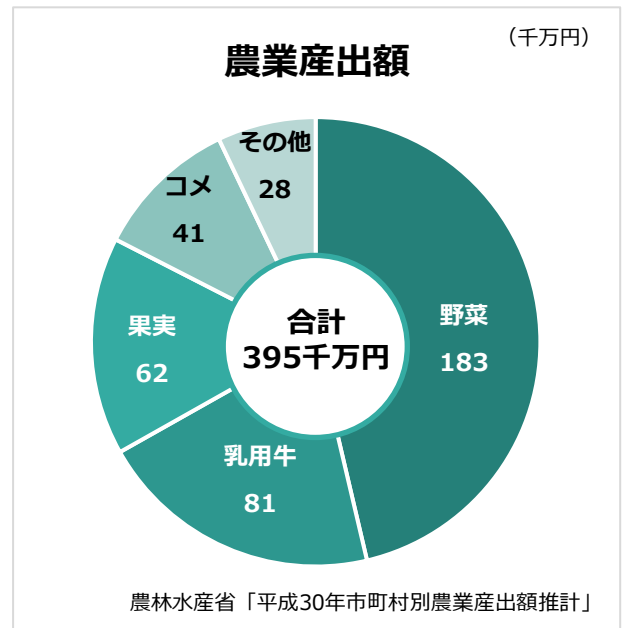
本市では，水田の再基盤整備が行われた地域で，水田の農業経営に取り組む集落営農法人が組織されています。こうした法人の中には，水田の農業経営に加え，イチゴ狩りなどの観光農園に取り組む法人もあります。また，今後の展望として，観光農園の拡大や，新たな作物の導入を模索する等の多角化を検討する法人もあります。一方で，経営規模が小さく，規模拡大のための農地を確保できていない法人もあります。

※1 認定農業者・・・育成すべき「効率的かつ安定的な農業経営」の目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者。農業者が作成する農業経営改善計画をもとに市町村等が認定し，融資等の支援措置を受けられる。
 ※2 集落営農法人・・・集落を単位として農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組むために設立された法人。

(4) 生産

① 生産動向

平成30年における農業産出額は、39億5千万円となっています。内訳は、野菜が18億3千万円、乳用牛が8億1千万円、果実が6億2千万円、コメが4億1千万円の順となっています。野菜は、直売所に出荷する多品目の生産や、国指定産地[※]となっているニンジンのほか、ネギの生産が多くなっています。また、近年は観光農業としてイチゴの生産に取り組む農業者が増加しています。果実ではナシの生産が盛んです。このような生産状況の中、本市の主要な農畜産物であるニンジン、ネギ、ナシ、生乳の出荷量は近年減少傾向にあります。

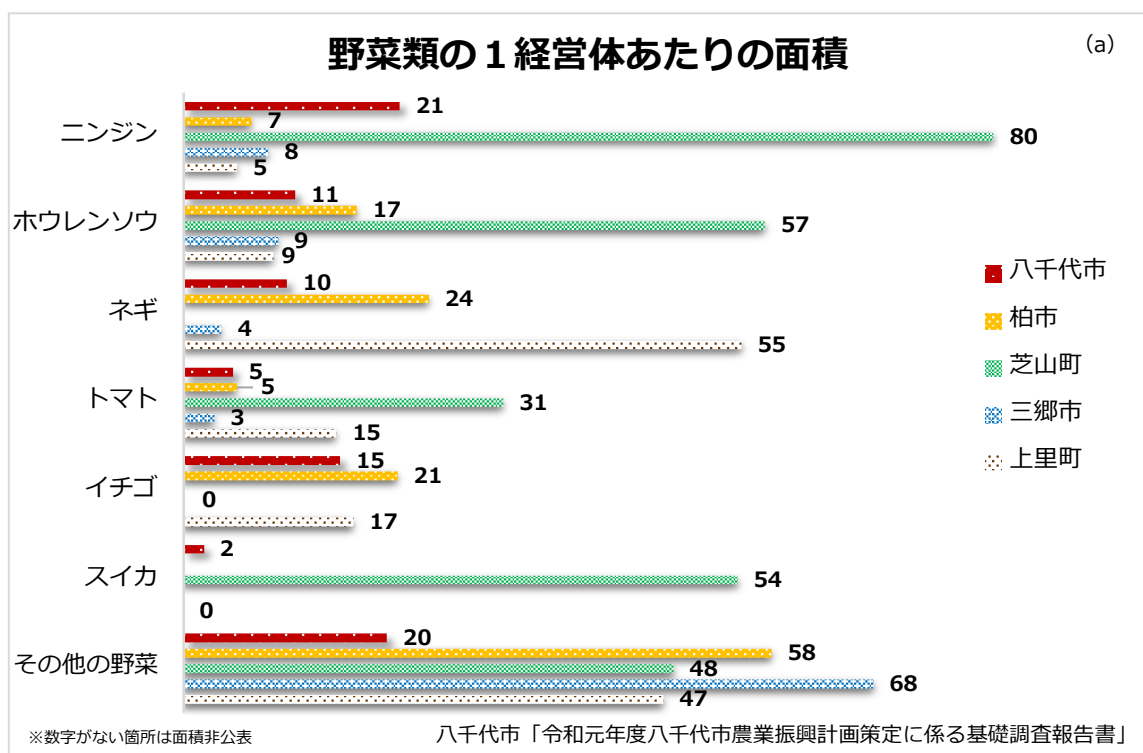


② 経営規模

経営の規模については、本市と営農環境が類似し、10aあたりの収入の高い地域と比較した結果、本市の野菜類の経営は小規模となっています。

酪農は、本市の酪農家1件あたりの飼養頭数は、平均67頭となっており、県内では比較的大規模となっていますが、近年全国的には、飼養頭数100頭から1,000頭の大規模な経営体が誕生しています。こうした大規模な経営体では、飼料調達コストの低減や機械導入など、経営の効率化に向けた取組が進んでいます。

※ 国指定産地・・・キャベツ、キュウリ、サトイモ、ダイコン、タマネギ、トマト、ナス、ネギ、ニンジン、ハクサイ、パレিশョ、ピーマン、ホウレンソウ、レタス（これらを「指定野菜」という。）の生産地域であって、野菜生産出荷安定法に定める作付面積及び共販率を満たす産地について、農林水産大臣が指定する産地。



③ 循環型農業^{※1}の基盤

本市は、耕種^{※2}・畜産の両方の農業が行われており、ナシの剪定枝などほかの有機系農業廃棄物も含め、循環型農業の基盤を有しています。

現状では、堆肥の品質の面から畑作における堆肥の利用が限られています。また、酪農家が堆肥を製造する際に利用するウッドチップ^{※3}は、市外から仕入れており、市内のナシ農家で出る剪定枝はチップ加工や運搬が困難であるため、有効活用されていません。その他、稲のもみ殻等についても積極的に有効活用されている状況にはありません。

一方、八千代市産農産物を差別化する手段として、循環型農業の積極化を期待する意見もあります。

※1 循環型農業・・・畜産や農業で出る廃棄物などを地域の有機資源として有効に活用し、環境に配慮した持続性の高い農業。
 ※2 耕種・・・水稻，陸稻，麦類，雑穀，豆類，いも類，野菜，果樹，工芸農作物，飼肥料作物，花き，薬用作物，採種用作物，桑の栽培のこと。
 ※3 ウッドチップ・・・木材を細かく破碎したもの。

(5) 販売

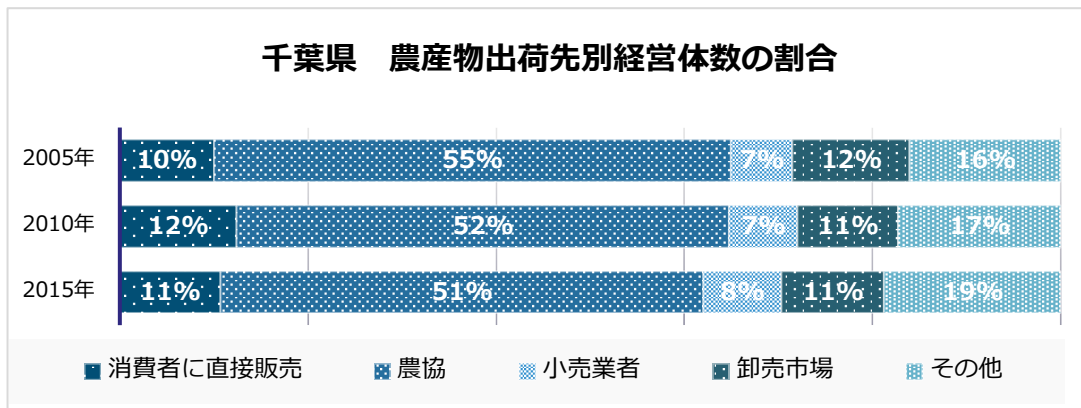
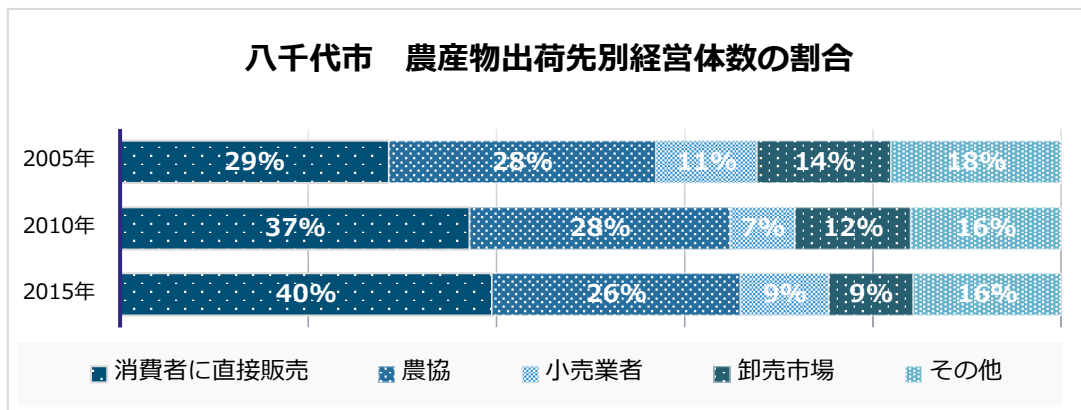
① 販売動向

2015年の本市の農産物出荷先別経営体数の割合を見ると、消費者に直接販売が40%と最も多く、農協（農業協同組合）が26%、小売業者及び卸売市場が9%の順となっています。消費者に直接販売の割合は、県と比較しても高いことがわかります。

2005年以降の変化を見ると、消費者に直接販売の割合が高まっており、市内や周辺の消費者人口の増加を背景に、直売所で多様な農産物を販売する地産地消[※]が拡大してきたことが読み取れます。

一方で、近年は、市内の小売店も本市の野菜を取り扱うようになり、直売所や小売店等の身近な販路が拡大しています。小売店は、地元農産物の販売コーナーを維持・拡大するため、1年を通じた農産物の安定供給を求めており、今後の地産地消の拡大に向けた販路として期待されます。

さらには、農業者の高齢化と減少等により、直売所は販売する農産物の供給が不足する状況にあります。また、市場への共同販売が中心となっているニンジン、ネギは、農業者が減少する中で大規模化が進み、生産量を維持していますが、今後の高齢化等による生産量の減少に伴い、出荷量が低下することが心配されます。

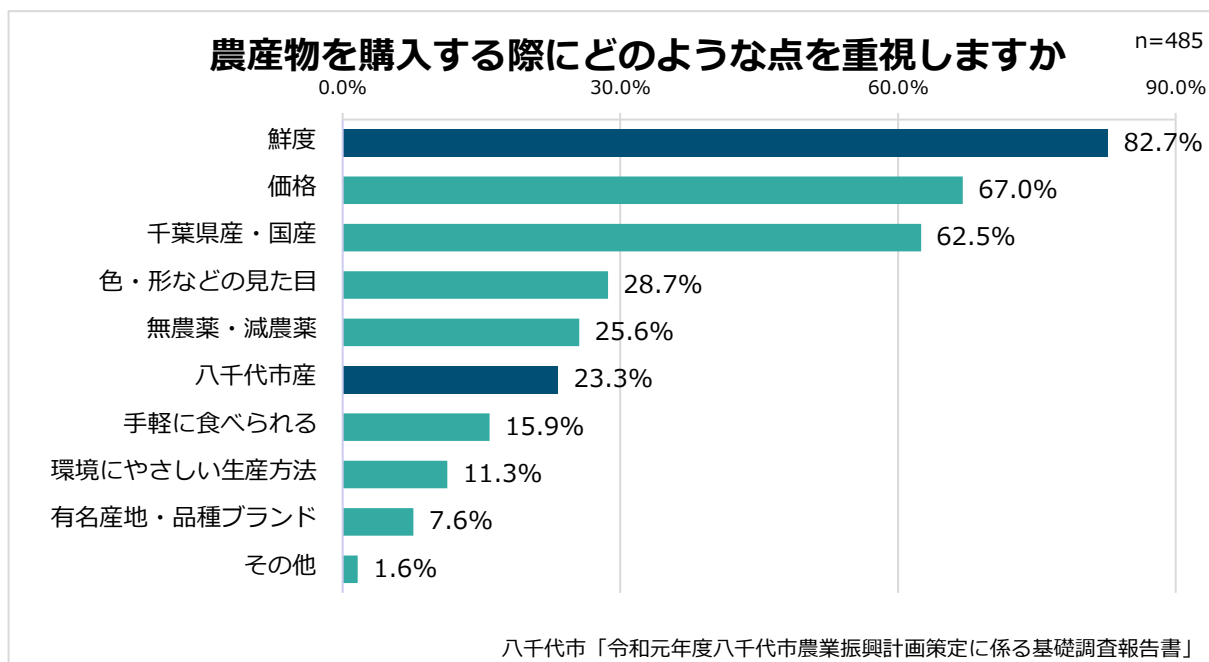


まち・ひと・しごと創生本部「地域経済分析システム（RESAS）」

※ 地産地消・・・国内の地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取組。

② 市内消費者の意向

農産物を購入する際に重視をすることについては、鮮度が82.7%と最も多く、次いで価格、千葉県産・国産の順となっています。鮮度を重視する一方、鮮度面で優位な八千代市産を重視する割合は、23.3%にとどまりました。



(6) 八千代市の農業を取り巻く環境

① 農地の整備・集積への取組が加速

国は、農林水産業・地域の活力創造プラン^{※1}等の方針に基づき、農地の8割を担い手が耕作する方向を目指しています。こうした方針に基づき、都道府県に組織された農地中間管理機構による農地集積・集約化^{※2}や、基盤整備等の取組が推進されています。

② 都市農地の位置づけの変化

都市農業振興基本法が成立し、市街化区域の農地に対する国の方針は、従来の宅地化すべきものから、都市にあるべきものへと変更されました。これに伴い、生産緑地の税制特例措置等を延長する特定生産緑地^{※3}の導入、生産緑地を貸与した場合の相続税納税猶予の継続等、都市と調和し、都市の特性を生かして営農を維持・発展させるための制度改正が行われました。都市部の農地と農業には、新鮮な農産物の供給、良好な景観の形成、農業体験の場の提供等、多面的な役割が期待されています。また、都市計画法^{※4}に基づく田園住居地域^{※5}に指定されることにより、生産緑地地区における直売所や農家レストランの整備が可能となりました。

③ 北部を農業中心の土地利用とする市の方針

八千代市都市マスタープラン^{※6}改定版（平成26年3月）では、市の北部地域を中心とした市街化調整区域について、農産物の生産の場として農業を中心とした土地利用を図り、優良農地の確保などに努めるとともに、南部の市街地と対をなす自然を満喫できる場として維持保全していく方針としています。

-
- ※1 農林水産業・地域の活力創造プラン・・・農林水産業を産業として強くしていく政策（産業政策）と、多面的機能を発揮するための政策（地域政策）を両軸として、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、総合的に施策を国として取りまとめた計画。
 - ※2 農地集積・集約化・・・農地の「集積」とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大することで、農地の「集約化」とは、農地の利用権を交換すること等により、農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。
 - ※3 特定生産緑地・・・指定から30年経過する日が近く到来することとなる生産緑地について、買取申出が可能となる期日を10年延期したもののこと。
 - ※4 都市計画法・・・都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることによって、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的に、昭和43年に制定された法律。市街化区域や市街化調整区域等を指定する都市計画について定めている。
 - ※5 田園住居地域・・・都市計画における住居系用途地域の一つで、農業の利用の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域。区域内において、開発規制と建築規制が生じる。
 - ※6 八千代市都市マスタープラン・・・都市計画法第18条の2に位置づけられた計画。八千代市第4次総合計画の基本構想に定める将来都市像の実現を目標に掲げている。基本理念の一つとして「近代的農業と住宅が調和した田園都市」を設定している。

④ 担い手（中心となる経営体や新規就農者）への支援が充実

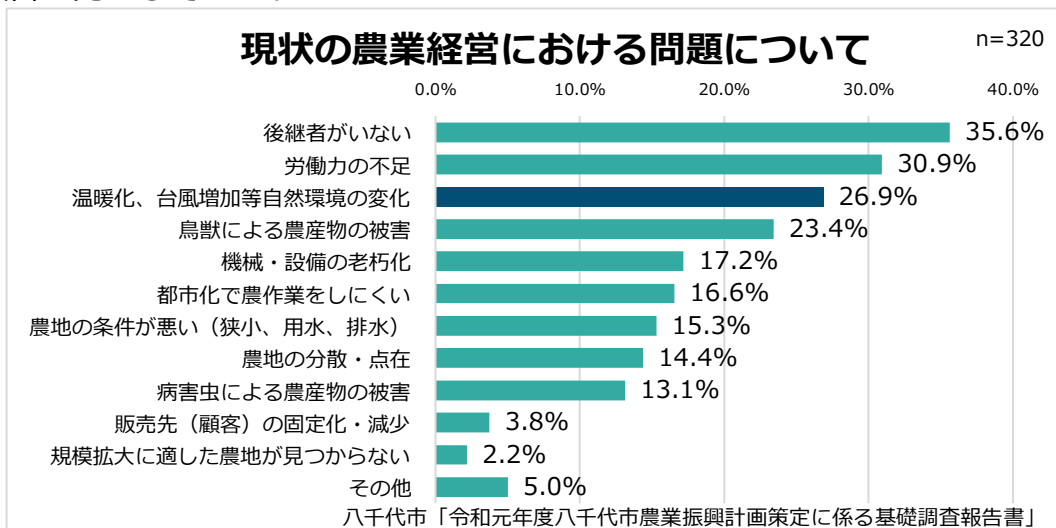
国は、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の取組と合わせ、人・農地プラン^{※1}で位置づけられた中心となる経営体等に対し、機械・施設等の設備投資に対する支援を継続して行っています。千葉県では、農業協同組合等と連携して千葉県農業者総合支援センター^{※2}を開設し、農地確保、生産技術、販路確保、法人化等の農業経営に関する様々な相談に応じています。また、本市では、千葉農業事務所^{※3}により、ニンジン、ナシ、施設野菜等の園芸の生産者組織に対する指導等の支援が行われています。

新規就農者への支援は、比較的若年層を対象とした農業次世代人材投資資金^{※4}により、就農の準備期間と就農後を合わせ、最長7年間1年あたり150万円を支給する支援が継続されており、年齢制限は従来の45歳未満から50歳未満に変更されました。また、シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業^{※5}という、農業次世代人材投資資金の対象年齢より高い50歳代の就農希望者を研修する機関に対して、研修費用を助成する支援が始まる等、国の新規就農支援は年齢層の拡大と拡充が行われています。

⑤ 生産環境の悪化と制約

近年の相次ぐ台風、豪雨、強風等により、農産物や農業施設への被害が発生しています。農業者アンケートの結果でも温暖化、台風増加等の自然環境の変化は、多くの農業者が問題と感じています。

このほかに、都市化により、農薬散布や機械作業の音、土ぼこり等が周辺の住環境に影響するため、従来のやり方で農作業をしにくい状況が生じてきています。また、本市で盛んな酪農は、牧場用地の確保等飼養頭数を増やすことが難しい状況もあります。こうした問題は、市北部の農業振興地域においても起きています。さらに、鳥獣による農産物の被害も発生しています。



- ※1 人・農地プラン・・・農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。
- ※2 千葉県農業者総合支援センター・・・農業者からの多種多様な相談にワンストップで対応する支援機関。
- ※3 千葉農業事務所・・・千葉市、習志野市、八千代市、市原市内の農業畜産の普及、基盤強化等に取り組む千葉県の出先機関。
- ※4 農業次世代人材投資資金・・・次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金及び就農直後の経営確立を支援する資金。
- ※5 シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業・・・研修機関が50代の就農希望者に対して行う、営農技術習得のための実践研修等の費用を助成する事業。

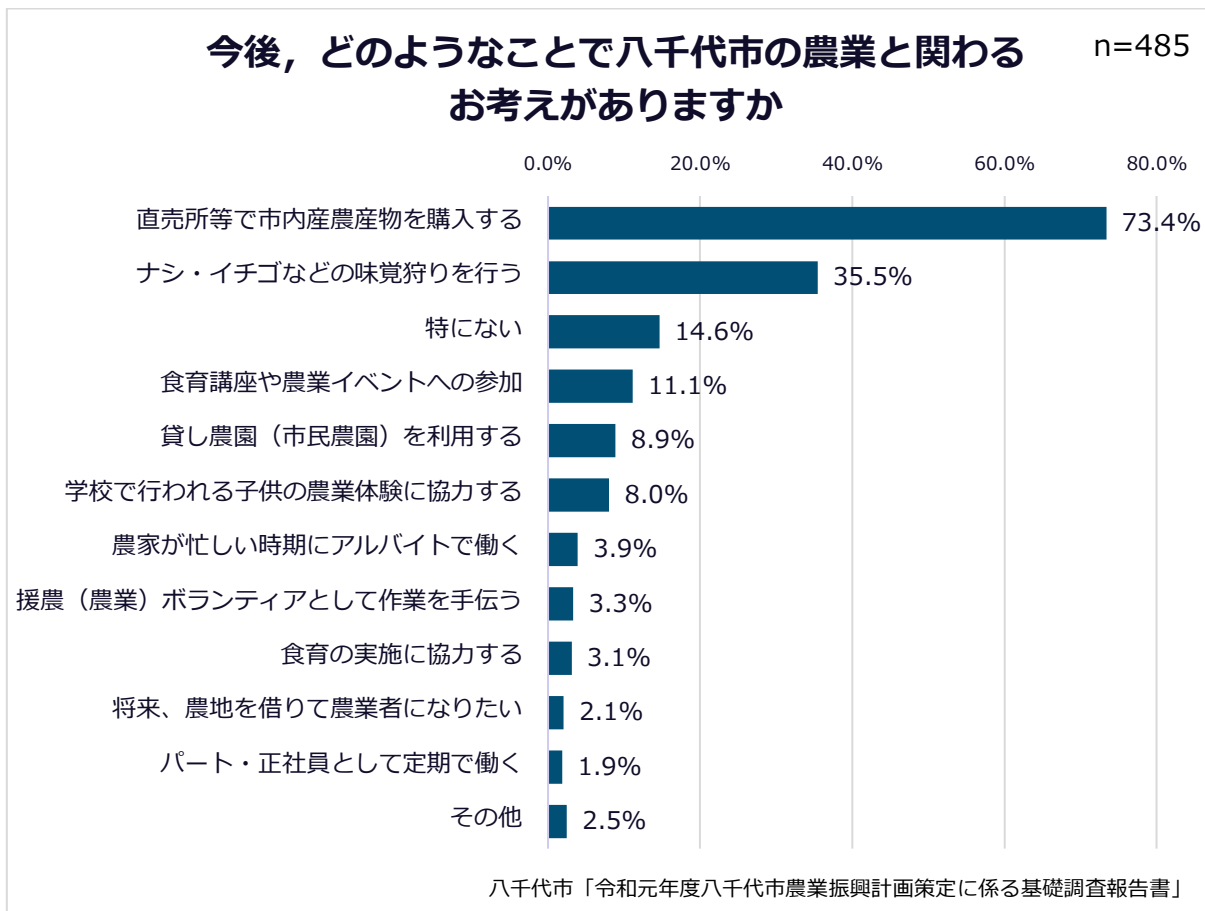
⑥ スマート農業の進展

情報通信技術やセンサーで観測する技術を活用したいいわゆるスマート農業が進展しています。今後の情報通信技術の進展や、生産基盤の整備等の環境整備に伴い、スマート農業の導入領域は広がり、スマート農業に取り組む地域では、生産効率が上がると考えられます。

⑦ 市民の農業への期待と参加の意向

市民へのアンケートの結果、農地を確保して就農を希望する意見、農繁期にアルバイトで働く考えの意見、食育^{※1}の実施に協力する意見があるなど、農業に参加する意向がある市民がいます。

一方、農道や水路の清掃・補修といった多面的機能の発揮に取り組む活動組織は、参加者の確保に苦慮している状況があり、また、農業ボランティア^{※2}の活動者が減っている状況もあります。今後、農業に興味関心を持つ市民と農業とを結びつけることが必要です。



※1 食育・・・様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。
 ※2 農業ボランティア・・・農作業の手伝いを通じて市民と農業者の交流を図ることを目的に行うボランティア活動。

⑧ 地元農産物のニーズの高まり

近年は、直売所に加えて市内の小売店も本市の野菜を取り扱うようになり、農業者にとっての身近な販路が拡大しています。小売店は、地元農産物の販売コーナーを維持・拡大するため、1年を通した農産物の安定供給を求めており、今後の地産地消の拡大に向けた販路として期待されます。

⑨ 道の駅やちよを取り巻く環境の変化

道の駅やちよは、平成9年に千葉県で3番目の道の駅として「八千代ふるさとステーション」が開館しました。平成27年からは、新川を挟んで対岸の「やちよ農業交流センター」（平成25年開館）と両施設を結ぶ「ふれあい農業の郷歩道橋」（平成27年開通）も道の駅の一部となり、これらの施設をあわせて「道の駅やちよ」と呼んでいます。

八千代ふるさとステーションが開設して20年以上経過した現在もなお、市民、農業者及び商工業者相互の交流、農業者の経営意欲の増進並びに知識及び技術の向上を図ること等を目的として運営しており、今後においても道の駅やちよは本市農業の拠点として重要な施設であります。

また、全国的に道の駅は、道路利用者の休憩施設機能を中心として発展していく中で、近年においては、道の駅そのものの役割も大きく変化し、「地域防災」「地域福祉」など地域の課題解決の拠点、「地方創生」の拠点等としての機能も求められ、その多種多様な役割や機能への可能性がますます注目されており、道の駅やちよにおいても同様にさらなる発展が期待されています。

⑩ 持続可能性への関心の高まり

国連が提唱したSDGs（持続可能な開発目標）^{※1}により、農業に対しても、持続可能性のある生産や経営が重要視される時代となっています。また、世界的な人口の増加と食料需要の拡大が予測される中で、大規模な農業経営に加え、家族単位の農業が世界の食料生産の一翼を担っていることが注目され、家族農業^{※2}の継続や機械化等の効率化を進める必要性が重要視されています。

※1 SDGs・・・2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

※2 家族農業・・・家族により管理・運営され、農作業の大部分をその家族内の労働力に依存している農業。世界の農家の約90%が家族農業であり、世界の食料生産の80%を担う。

(7) 八千代市の農業の課題

① 担い手の確保・育成

農業者が減少する中、人・農地プランの実質化^{※1}を推進し、経営の拡大や効率化に取り組む担い手や集落営農法人を明確にする必要があります。また、農地中間管理機構等と連携した農地の集積・集約化、スマート農業の導入や機械化等による生産性の向上と生産規模の拡大、法人化、6次産業化や観光農業へのチャレンジ等、所得向上に向けた取組を推進し支援していく必要があります。このほかに、新たな担い手を確保するため、新規就農への対応を行うとともに、後継者不在の担い手の農業経営の継承を推進する必要があります。

② 市民の農業への理解と応援

都市化が進む本市の農業の振興に向け、農作業を継続できる環境の維持、農産物の需要拡大、農繁期の労働力の補助など、様々な面で市民の農業に対する理解・協力が不可欠です。市民の理解・協力を得るためには、市民が本市の農業を理解する機会や、消費、農作業、食育などの様々な場面で本市の農業に接し、参加できる機会を確保する必要があります。

③ 生産基盤の維持

担い手の農業経営に必要な優良農地を確保するため、未整備の水田は、国等の事業を活用して整備を行っていく必要があります。畑・樹園地は、農業機械の導入や長期の利用など、担い手が条件に合う農地を確保できるよう対応が必要です。

また、農地が減少傾向の中、露地野菜、水田、酪農といった一定の農地面積を必要とする農業の生産基盤を守るとともに、食育、災害時の避難場所、水源涵養^{※2}などの多面的機能を発揮するためには、耕作放棄地の有効利用や増加防止に取り組むとともに、適切な量の農地を維持することが必要です。

さらに、気候変動により、農業災害が拡大しつつあるため、防災・減災対策を進めるとともに、災害対応の円滑化に向けた準備を進める必要があります。

※1 人・農地プランの実質化・・・人・農地プランの対象地区内の過半の農地について、近い将来の農地の出し手と受け手が特定されていない区域において、アンケートや現況把握、将来方針の作成を通して5~10年後の中心となる経営体を定めること。

※2 水源涵養(かんよう)・・・土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。

④ 生産力の維持・向上

高齢化、担い手の減少等により、直売所において地元農産物が不足する中、生産拡大への対応を進め、品ぞろえを確保する必要があります。

ニンジン、ネギ等の共選出荷作物についても、担い手不足等による将来的な生産量の低下が心配されるため、生産効率を上げる必要があります。このことから、経営を続ける担い手の農地確保や、労働力軽減への対応を推進するなど、生産力の維持・向上への対応が求められます。

また、持続可能な農業への関心が高まる中、耕種・畜産の両方の農業が営まれている循環型農業の基盤を活かし、資源を有効活用した生産の拡大を検討する必要があります。

これらに加えて、病害虫、鳥獣等による農畜産物の被害の未然防止に努めていく必要があります。

⑤ 八千代市産農産物の周知と販売促進

地産地消を拡大し農家所得を向上させるため、市内における地元農産物の販売場所のPRとともに、地元農産物の利点を周知し販売を促進する必要があります。

また、ニンジン、ネギ、ナシ、生乳といった本市の特産品については、出荷団体や販売先と連携し、他産地との差別化に向けたPRや販売促進を行う必要があります。

⑥ 道の駅やちよの充実

現在、道の駅やちよにおいては、施設運営面のサービス（来館者の利便性）向上や維持管理・運営経費の削減による財政負担の軽減を図り、指定管理者制度[※]を導入しておりますが、雨漏り等を始めとする施設の老朽化対策等ハード面の諸問題（施設の魅力低下）や、道の駅として求められる多種多様な役割、機能及びサービスへの対応等の課題を抱えており、施設の在り方（運営継続及び改修等の必要性の検討を含めた）を始めとして設置目的や指定管理者制度による維持管理・運営方法の見直し等について具体的な解決策を多角的に検討することが肝要です。

※ 指定管理者制度・・・多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、民間事業者等も公の施設の管理を行うことができることとした制度。